

REPORT III

生保会社を含む法人の受取配当課税について

- 受取配当益金不算入制度の更なる拡充を求めて -

保険研究部門 小松原 章

1. はじめに

わが国の経済社会はバブル経済崩壊後の長期的な低迷状態のなかで、改めて経済・財政の構造改革を通じた日本経済の再生が求められている。

とくに財政構造改革を実現するにあたっては、社会保障等歳出の見直しのみでなく、税制のあり方をも含めた積極的な議論が展開され、「公正で活力ある社会」のインフラ造りが期待されている。

このような情勢のなかで、政府税制調査会は昨年7月に「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の選択と参加 - 」と称する答申を公表し、税制改革の視点を 公平、中立、簡素の3点で捉え、各種の提言を行っている。

本答申では、所得税については、近年の税制改革や景気対策としての減税もあって、その負担水準が諸外国中最も低くなっていることから、これまでのような減税は困難である、法人税については、その実効税率が国際競争力強化の観点から大幅に引き下げられた結果、その水準は国際的なレベルに収まっていることから、今後は公正・中立で透明度の高い法人税制の構築を行っていくとしている。

すなわち、今後の所得税、法人税については

中立性や公平性の観点から必要な部分を除き、これ以上の減税は困難であるとのスタンスが窺える。

一方、消費税については、今後の高齢化のもとで経済社会の活力を維持していくために、公的サービス費用負担の公平化や安定的な税収確保の観点から、その役割の重要性が指摘されている。

しかしながら、財政の健全化や社会保障制度維持のために国民負担の増加を求めるのは止むを得ない面がある一方、これらの政策目標を達成するには一定の経済成長が欠かせない面も否定できないことから、経済活力の維持という観点に立って国民負担のあり方を考えるべきとする意見も根強い。

この代表的な見解が経団連の意見書「平成13年度税制改正提言 - 活力ある経済・社会を築くために - 」(2000年9月)に見られ、税制改革等各種提言が行われている。具体的には、法人税(連結納税制度の導入等)、所得税(いっそうの税率引下げ等)、金融・証券税制等における改善提案がなされている。このうち、金融・証券税制改革について見ると、主要改革項目として法人・個人双方に対する「配当二重課税の完全排除」が提言されている。

この二重課税問題を含む証券税制改革については、低迷する株式市場活性化の観点から、本年3月に与党レベルで各種の検討項目が提示され、関心を呼んだところである。ただし、この時は申告分離課税の税率の軽減（26%を20%程度）等、主として個人株主の育成・強化の点に関心が偏った結果、「法人間の二重課税」問題は存在感が薄いように思われた。

そこで、本稿では、生保会社を含む法人間の二重課税問題の現状・問題点を紹介し、今後の中期的視点からの法人税制のあり方を議論する際の参考情報を提示することとしたい。

2. 法人の受取配当課税の概要

現在の法人税法では法人株主の受取配当については、以下の額が益金不算入とされ、法人株主段階での重複課税排除の措置が採用されている。

特定株式等（株式保有割合25%以上） - 受取配当につき、全額益金不算入

特定株式等以外 - 受取配当の80%まで益金不算入

受取配当について、上記のような取扱いがなされている経緯を見ると概ね以下のとおりである。

そもそも、法人税の性格については周知のとおり2つの見方が存在する。

まず第一は、法人は個人と同様に独立の経済主体であり、個人と同様に法人についてもその所得に課税すべきであるという考え方である（法人実在説）。これに対して、法人を独立の課税主体としてではなく、その背後にある個人株主の集合体として捉え、法人税を個人株主の所得税の前取りとして解する考え方である（法人擬制説）。

これらの考え方を受取配当との関連で見ると、前者（実在説）では受取る法人段階でも課

税可能で、後者（擬制説）では二重課税排除の観点からは非課税とすべきである。

わが国の場合、カール・S・シャウプ博士の勧告（いわゆるシャウプ勧告）以前においては法人実在説が採用されていたが、同勧告に基づく昭和25年度税制改正において、以下のとおり法人擬制説に立った制度が導入されることとなった。

法人税率を35%の一律税率とする（他の特別税率を認めない）

二重課税排除のため、法人株主については受取り配当を益金不算入とし、個人株主については配当控除としてその25%相当額を税額控除とする等

その後、このような法人擬制説的な立場は、経済情勢の変化の中で修正されることとなり、実際の税制は強弱こそあるものの両説を折衷した格好のなかで運営されることとなる。

例えば、法人擬制説を修正する動きとしては、昭和30年に中小法人対策として軽減税率が設定され、一本の比例税率体制が崩れた、昭和36年には投資魅力引上げを通じた株式資本充実のため、法人所得のうち配当充当部分に軽減税率が適用された（配当軽減制度の導入）。40年代に入ると、法人税は法人独自の負担であること、配当控除は個人株主の恩典であることなどの見方が強まり、配当控除率の引下げと法人税率の引上げが行われた等の動きが見られるに至った。

さらに、現行制度の基礎となった昭和63年の税制抜本改革においては、シャウプ勧告以降の二重課税調整措置や諸外国の動向をも踏まえ、調整措置が必要との認識に立ちつつ、支払段階での調整措置である「配当軽減方式」については簡素化等の観点から廃止が望ましいとの意向が示された。この結果、配当軽減税率が廃止さ

れる一方、法人の受取配当益金不算入割合が現在の80%にされるに至った。

このような受取配当の税務取扱いを考慮するにあたってのもうひとつの重要な問題としていわゆる「負債利子控除」の問題がある。

すなわち、この制度は、法人が受取配当を受領した場合、これに要する支払利子相当額を控除した金額を益金不算入とするもので、租税回避阻止が趣旨であるとされている。この制度を適用すると、株式投資により100万円の配当を受け一方において、これを全額借入金で賄い、その支払利子が60万円であったとすると、益金不算入額は40万円に減額されることとなる。調達資金が全額借入金によらない場合は、控除すべき負債利子額は、負債利子を「株式簿価 / 総資産簿価」で按分した額とすることとなっている。

なお、負債利子のなかには、預金利子のみでなく生保会社の責任準備金中の予定利子等も含まれている点が特徴的である。

3. 生保会社の受取配当課税の内容

生保会社の受取配当の課税取扱いについては、以下で紹介するとおりであるが、結論的には益金不算入制度が事実上適用されないこととなっている。

まず、生保会社の法人税の仕組みについてみると、原則的には一般会社と同様、当年度利益（相互会社の場合、剰余金）に所定の加減算を行い、課税所得を算出することとなっているが、生保会社の特殊性等から、受取配当等につき特殊な取扱いがなされている。

生保会社についてもかつて（昭和30年代前半まで）は一般会社と同様に受取配当の全額益金不算入が認められていた。さらに、生保会社は契約者による払込み保険料の過払い分の返還としての「契約者配当金」（相互会社の場合は社

員配当金）が損金算入とされたため、課税所得がマイナスとなる時期が続いた。

このような状況は、受取配当の益金不算入を受け一方において、契約者配当（準備金繰入額）の損金算入がなされるという意味において、いわゆる損金の二重控除という指摘等がなされ、生保会社の実態等を反映した形での税制改革が以下のとおりなされた（昭和36年）

- ・受取配当に対する負債利子控除の適用（すでに、銀行に対しては預金者利子が負債利子に含められていた）
- ・受取配当益金不算入額を減ずるための負債利子として、責任準備金（将来の保険金支払に対して積立てる準備金で生保会社の最大負債）に関する予定利子、契約者配当額のうち利子配当部分の金額（追加支払利子）等が明定された

要するに、生保会社は保険料を原資として、その一部を株式投資に充当しているのだから、保険料に付随する利子についてはその対応部分につき負債利子として、受取配当から控除しようとするものである。この結果、生保会社の益金不算入額は、（受取配当金 - 負債利子）×75%ということとなった。

このような制度改正にもかかわらず、生保会社に対する課税の適正化という観点から、その後（昭和42年）次のように受取り配当の益金不算入の適用を事実上排除する格好での改正が行われた。

すなわち、契約者配当の損金算入限度額につき、受取配当益金不算入とする場合においては、次の から を控除した額とすることとされた。

契約者配当金額

益金不算入額の75%

これにより、生保会社は受取り配当を益金不

算入とした場合には、その75%相当額が契約者配当金額面で損金算入限度額が減額され、残額の25%分については別途益金算入（当時の租税特別措置法）されることとなるから、事実上100%が課税対象になることとなった。

この方式は、その後の昭和63年の税制抜本改正において、配当軽減方式が廃止されるなかで受取配当の取扱いが現行方式（80%の益金不算入）に改められた際にも以下の通り堅持され、現在もなお生保会社の受取配当益金不算入の実質適用除外は継続している。

契約者配当の損金算入限度額 = 契約者配当金額 - 受取配当益金不算入額

このように、生保会社の受取配当に関する税務取扱いは一般の法人に比して厳しい内容となっている。

4. おわりに

受取配当の課税取扱いを考える場合、既述の「法人擬制説」または「法人実在説」のいずれかで単純に割り切ることは困難であることから、実際は両者の適度なバランスのなかで具体的な取扱いがなされるのであろう。ただ、これまでのわが国の受取配当に関する税務取扱いを見ると、シャープ勧告により法人擬制説を色濃く反映した形でスタートし、その後の経済情勢の変化のなかで各種の修正がなされてきた経緯があることも事実である。したがって、現行税制は基本的にはシャープ税制の延長線上にあるものと考えられている。

現行の受取配当課税の基礎となった63年度改正時の議論（税制調査会）を見ると、個人・法人共に二重課税負担調整措置の必要性が認識されている。ただ、法人間配当について見ると、

安定株主対策としての株式持合いの増大、財テク目的による投資目的での株式保有の増大

等を考慮すると、企業支配的な関係に基づかない投資対象として保有する株式配当にまで益金不算入としなくても良い旨の意見も表明されている。しかしながら、法人間配当について、受取配当益金不算入制度は株主態様の相違、企業経営形態の選択に対して法人税制をできるだけ中立的なものとする制度であり、これを維持すべきとの見解もあり、無視することができない。

次に、負債利子控除について見ると、二重課税の排除という目的に照らせば、負債利子控除は別個の問題であり、政策上の配慮で説明しないと合理性が少ないように考えられる。法人段階で支払った利子が損金の額に算入されたとしても、これを受取る側では所得として課税されることとなるから、全体としては租税回避になるとは限らないように思われる。

さらに、生保会社の契約者配当については、保険料過払いの返還であり、実質は損金の性質を有することは明白であるから、契約者配当の損金算入限度額計算において、受取配当益金不算入額分だけ減ずるのは合理性に欠ける面が見受けられる。

以上のような中立性の観点からの見方に加え、現在の制度が構築された当時（バブル期、右肩上がり経済期）と現時点の状況を比較すると、現在は、株式持合い構造も解消しつつあること、財テクブームも沈静化していること、成熟経済下で法人も株式投資により、リスクマネーを供給していく必要性が高まったこと等の情勢変化が見受けられる。

このような状況を想定すると、中立性に加えて政策的な観点からも、生保会社を含めた法人の受取配当課税の緩和に向けた活発な議論が期待される。